名護市議会

経済建設常任委員会

＜本日の報告内容＞

Ⅰ　経済建設常任委員会の役割について

Ⅱ　決算認定について（主に水道事業会計）

Ⅲ　市道路線の廃止、認定について

Ⅰ　経済建設委員会の役割について

- 産業部、農業委員会、建設部及び水道部に関する事項の審査。
- これらの部署に係る陳情・請願についての審査。
- 2つの特別会計と1つの事業会計の決算審査。

Ⅱ　決算認定について

経済建設常任委員会では次の3件の歳入歳出決算について審査いたします。

1、名護市公共下水道事業特別会計
2、名護市第三地区土地区画整理事業特別会計
3、名護市水道事業会計（主に説明）

平成25年度名護市水道事業会計決算について

水道法第1条（要約）

「水道のしき設及び管理を適正かつ合理的に行い、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」

平成25年度名護市水道事業の概要

業　　務	予定量	実　績	増　減
給水戸数（戸）	25,315	25,898	583
年間給水量（㎥）	7,553,600	7,688,256	134,656
1日平均給水量（㎥）	20,695	21,064	369
主な建設改良事業（千円）	411,689	379,956	−31,733
配水管延長（m）	平成24年度 460,338	平成25年度 466,627	増 減（m） 6,289

水道事業会計の特徴

・水道事業は独立採算方式で水道料金収入をもって運営しています。

・水道事業は地方公営企業として、損益取引と資本取引とを明確に区分しなければならない、とされています。

損益的（取引の）収支　＝　水道料金・手数料収入等、サービスに必要な人件費等の収支。

資本的（取引の）収支　＝水道施設の整備・拡充のための支出とそのための資金の収支。

平成25年度　水道事業の決算（単位：円）

損益的収支	（税抜）
収入　水道事業収益	1,583,276,860
支出　水道事業費用	1,209,892,015
差引　（当年度純利益）	373,384,845
24年度　繰越利益剰余金	101,785,519
25年度　未処分利益剰余金	475,170,364

↓

剰余金は多くを補てん財源へ積立

資本的収支	（税込）
収入　資本的収入	183,006,407
支出　資本的支出	806,697,539
差引　（収入過不足額）	−623,691,132
収入不足の補てん額（補てん財源）	623,691,132 ←補てん財源から充当
補てん後の収支	0

水道事業のやりくり①資本的収入の不足の補てん

・資本的収入は補助金や企業債が主で、ほとんどの場合、不足が生じます。

・この不足分は、補てん財源から補てんします。

＜資本的収入の不足額の補てん財源＞

（単位：円）

補てん財源	25年度の補てん財源	25年度決算補てん額	25年度決算後の残額
損益勘定留保資金（当年分）	257,845,017	257,845,017	0
消費税資本的収支調整額	13,884,829	13,884,829	0
減債積立金	400,676,017	319,782,930	80,893,087
建設改良積立金	300,000,000	32,178,356	267,821,644
計	972,405,863	623,691,132	348,714,731

水道事業のやりくり　②補てん財源の積立

使った補てん財源には前年度の未処分利益剰余金（平成25年度475,170,364円）等から 積立し、次の決算に備えます

平成26年度の積立て状況　（H26．９月議会にて可決）　　H26.10月末現在

補てん財源	平成25年度末 残　額	26年9月議会の 積立て額	H26年10月末 現在積立残額
損益勘定留保資金　（年度末積立て予定あり：減価償却分）	0	0	0
消費税資本的収支調整額 （年度末積立て予定あり）	0	0	0
減債積立金	80,893,087	340,000,000	420,893,087
建設改良積立金	267,821,644	90,000,000	357,821,644
積み立て金合計残額	348,714,731	430,000,000	778,714,731
処分後残高（翌年度繰越金）		45,170,364 （翌年度繰越金）	

水道事業は皆様からの水道料金と、市民のご理解、ご協力により独立採算で運営されております。

（次は、市道路線の廃止と認定について）

Ⅲ　市道の廃止・認定について

・市道の廃止と認定については、

　道路法　第8条（市町村道の意義及びその路線の認定）において、「市町村長が路線を認定しようとする場合、議会の議決を経なければならない」とされています。

　議会では質疑を行い、審議のうえ議決を行っております。

認定と廃止の事例について

・今回は、平成26年12月の第177回名護市議会定例会にて可決された議案を参考にご説明します。

- ・議案第89号　市道路線の廃止について（辺野古坂線）
- ・議案第90号市道路線の認定について（辺野古坂線）（豊原中央線）

変更前の辺野古坂線の起終点

・市道は起終点の変更があった場合、一旦路線全部を廃止し、再度認定しなければなりません。

終点に変更が生じるため一旦全部を廃止

認定した辺野古坂線（終点の変更）
認定した豊原中央線（新設）

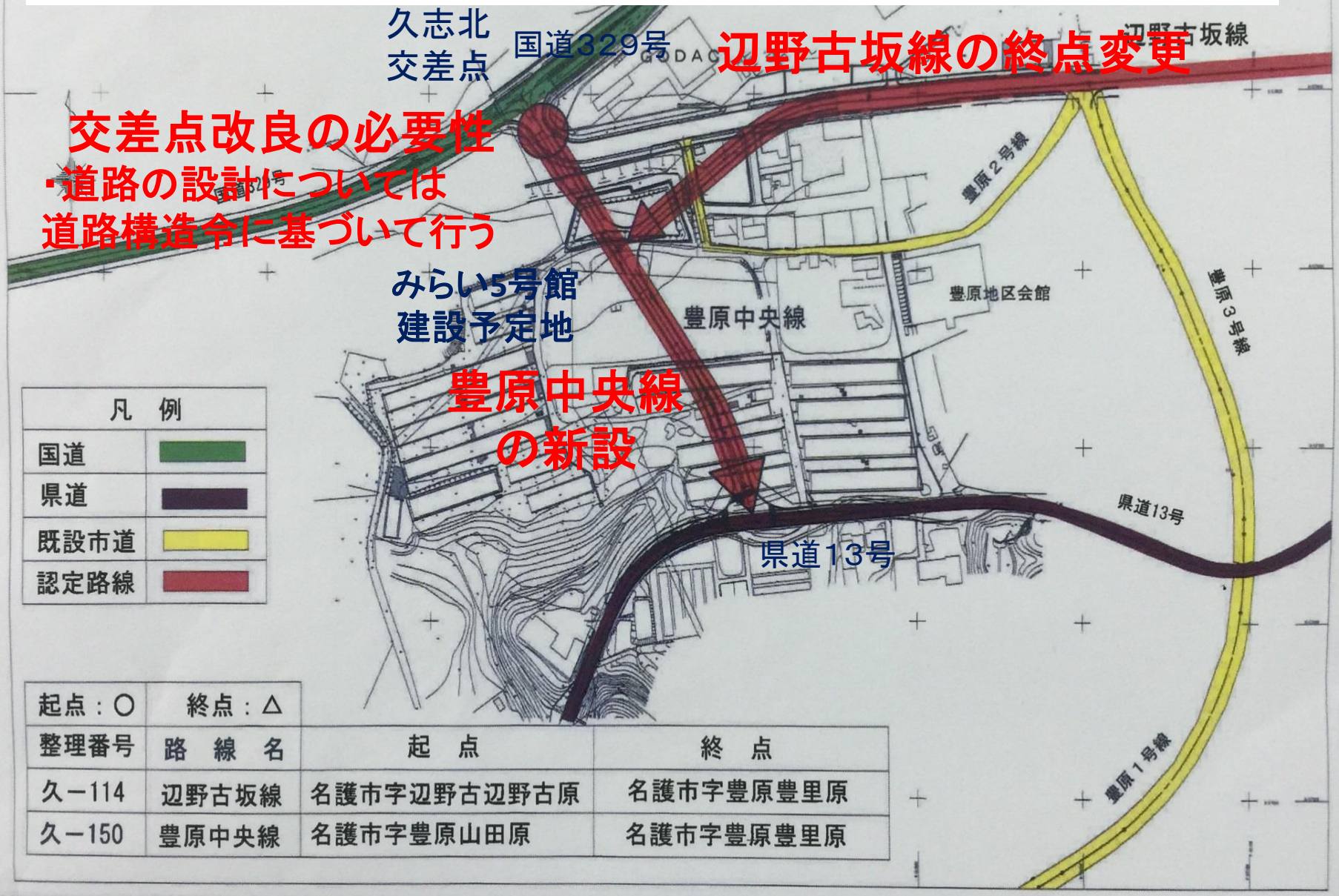

起点：○	終点：△		
整理番号	路　線　名	起　点	終　点
久－114	辺野古坂線	名護市字辺野古辺野古原	名護市字豊原豊里原
久－150	豊原中央線	名護市字豊原山田原	名護市字豊原豊里原

以上をもちまして経済建設常任委員会の
議会報告とさせて頂きます。

委員長　岸本洋平　　副委員長　東恩納琢磨
委員　屋比久稔　　委員　金城　隆
委員　宮里　尚　　委員　神山敏雄
委員　渡具知武豊　　委員　小濱守男
委員　長山　隆

ご清聴ありがとうございました